平成２３年（フ）第７１４号
川崎市幸区南幸町１丁目24番地　武蔵荘２Ｆ３号、前住所川崎市幸区南幸町２丁目４番地２　ビクセル川崎609
債務者　萩原　久男
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７８３号
川崎市川崎区鋼管通２丁目３番13号　中島荘201
債務者　藤木　良信
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９６号
愛知県豊田市大林町17丁目13番地４　サンシャイン二村101号
債務者　早川　柳樹
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１７号
岡山県赤磐市坂辺530番地10
債務者　横田　正夫
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２０号
岡山市北区岩井宮裏２番28号、旧住所岡山市東区瀬戸町瀬戸195番地５
債務者　藤原　淳一
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２９号
岡山県倉敷市児島下の町６丁目16番８号
債務者　廣瀬　陽祐
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第９００号
島根県江津市二宮町神主ハ41番地８、開始決定時の住所広島県廿日市市宮内2029　レオネクストＦ＆Ａ101
破産者　内田　貴士
1　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
2　一般調査期日　平成24年３月14日午後２時30分
平成23年12月14日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０１号
大阪市西成区花園北２丁目１番17号　昭和グランドハイツ第２花園208号、住民票上の住所大阪市阿倍野区共立通１丁目２番３号
破産者　薮内　孝史
1　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
2　一般調査期日　平成24年２月27日午後４時
平成23年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７９号
大阪市浪速区敷津東１丁目５番１号
破産者　有限会社アーバンインテリア
1　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
2　一般調査期日　平成24年２月20日午後３時30分
平成23年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４号
広島県庄原市西城町中迫52番地
破産者　有限会社やまびこ牧場
1　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
2　一般調査期日　平成24年３月16日午後２時30分
平成23年12月14日　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２８５号
京都府亀岡市千代川町北ノ庄惣堂37番地
破産者　有限会社ケイ・ファーム
1　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
2　一般調査期日　平成24年２月16日午前11時30分
平成23年12月15日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６３号
札幌市北区新琴似６条１丁目５番32―２号　ＤＯＭＡ―Ｃ号
破産者　坪田　和之
1　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
2　一般調査期日　平成24年３月13日午前10時
平成23年12月14日
札幌地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第６９号
山口県周南市大字栗屋848番地
破産者　被相続人俵和彦相続財産
異議申述期間　平成24年１月16日まで
平成23年12月14日　山口地方裁判所周南支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０６４号
東京都港区赤坂４丁目８番14号
清算株式会社　ベーシック・エンターテイメント株式会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１５号
愛知県岡崎市康生通西３丁目15番地の４
清算株式会社　オリエンタルデベロツパー株式会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（ヒ）第１号
大分市大字勢家930番地の１
清算株式会社　大分ホーバーフェリー株式会社
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
北海道標津郡中標津町東15条南１丁目３番地
再生債務者　成興建設株式会社
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年２月14日から平成24年２月28日まで
釧路地方裁判所民事部

平成２３年（再）第２６号
大阪市西区南堀江２丁目４番８号
再生債務者　株式会社日本インダストリー製作所
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年３月７日から平成24年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部